一般社団法人日本フレキソ技術協会 会費規約

第1条 この規約は定款第7条に基づき、本会の会費について定めることを目的とし、その 金額を次の通りにする。

1. サプライヤー正会員(法人) 年額 50,000円

2. コンバーター正会員(法人) 年額 36,000円

3. 準会員(個人) 年額 18,000円

4. 団体会員 年額100,000円

- 2 会費の年度は10月1日から翌年9月30日までとする。
- 3 ただし、各年度、半期となる4月以降の入会については、年会費を半額とする。

第2条 会員は協会からの請求書を受領後、毎年3月末までに全額を納入するものとする。

- 2 年会費の分納は、原則として認めないものとする。
- 3 年会費は、協会の指定する金融機関に振り込むものとする。

第3条 既納の会費は、原則として返還しない。

第4条 この規約の変更は、社員総会の決議を得て行うものとする。

附則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の成立の登記の日から施行する。